北上市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について

北上市奨学金貸与条例(平成3年北上市条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前		改正後							
(資格)		(資格)							
第2条 奨学金の貸与を受けようとする者は、	吹の各号の要件	第2条	奨学金の貸与を受けようとする者は	、次の各号の要件					
を具備している者でなければならない。		を具備している者でなければならない。							
(1) [略]		(1) [略]							
(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校若し		(2) 次に掲げる教育機関のいずれかに在学していること。							
くは教育施設のうち高等学校相当以上のもの又は職業訓練		<u>ア</u>	学校教育法(昭和22年法律第26号)	に規定する学校又					
校北上コンピュータ・アカデミーに在学している者である		<u> </u>	は教育施設のうち高等学校相当以上の	<u>もの</u>					
<u>こと。</u>		<u>1</u>	職業訓練校北上コンピュータ・アカ	デミー					
		<u>ウ</u>	短期大学又は大学に相当する教育機	関であって、他の					
		法令に規定する課程を置くもの(在学に伴い給与の支給を受けるものを除く。) エ 学位取得のために留学する国外の大学(在学に伴い給							
							<u> </u>	テの支給を受けるものを除く。)_	
					(3) • (4) [略]		(3) • (4) [略]		
(貸与金額)		(貸与金額)							
第5条 奨学金の貸与金額は、次の表のとおりとする。		第5条 奨学金の貸与金額は、次の表のとおりとする。							
区分	金額 (月額)		区分	金額 (月額)					

[略]		[略]		
高等専門学校第4学年及び第5学年、専修 [『	略]	高等専門学校第4学年及び第5学年、専修 [略]		
学校専門課程、短期大学、大学、大学院並		学校専門課程、短期大学、大学、大学院 <u>そ</u>		
びに職業訓練校北上コンピュータ・アカデ		<u>の他これらに相当する教育機関</u> 並びに職業		
<i>₹</i> —		訓練校北上コンピュータ・アカデミー		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月30日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

奨学金貸与の対象となる進学先に、短期大学又は大学に相当する教育機関及び国外の大学を加えようとするものである。